

## 令和8年1月出雲市選挙管理委員会定例会 会議録

令和8年1月7日（水）午前9時30分、出雲市選挙管理委員会定例会を招集し、市民応接室で開催した。

### 1. 会議に出席した委員

選挙管理委員会委員長	建部 敏紀
選挙管理委員会委員（委員長職務代理者）	福間 浩
選挙管理委員会委員	水 陽子
選挙管理委員会委員	原 市

### 2. 傍聴者 なし

### 3. 配布資料 別添のとおり

## 開会

(建部委員長) 令和8年1月の選挙管理委員会定例会を開会します。

### 1. 議事

(建部委員長) 議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消について事務局から説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第1号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第1号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第2号 在外選挙人名簿の登録について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(委員) ありません。

(建部委員長) それでは、議第2号について承認されますか。

(委員) 異議なし

(建部委員長) ご異議ありませんので議第2号について承認します。

(建部委員長) 続いて、議第3号 出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部を改正する要綱について説明願います。

(事務局) 資料に基づき説明

(建部委員長) 事務局から説明がありました。委員のみなさま、ご意見、ご質問等ございませんか。

(原委員) 押印に代わる「署名その他の措置」とはどのような措置が想定されますか。

**(事務局)** 国の通知では、「署名その他の措置」の例として、署名の他に記名押印が示されています。改正後、個人が閲覧申出をする場合については、申出書に本人の署名があれば押印は不要となります。一方、法人が閲覧申出を行う場合については、これまででも社名及び代表者氏名の印字と代表者印の押印がある申出書で受付を行っており、こちらは改正後も大きな変化はないと考えられます。

**(建部委員長)** そのほか、ご意見、ご質問等ございませんか。

**(委員)** ありません。

**(建部委員長)** それでは、議第3号について承認されますか。

**(委員)** 異議なし

**(建部委員長)** ご異議ありませんので議第3号について承認します。

## 2. その他

**(建部委員長)** 次に、その他事項1 次回の選挙管理委員会の日程について説明願います。

**(事務局)** 次回の選挙管理委員会定例会は、令和8年2月4日水曜日午前9時30分から市民応接室で開催予定です。

**(建部委員長)** 以上をもちまして、令和8年1月の選挙管理委員会定例会を閉会します。  
(閉会:午前9時50分)

# 令和8年1月出雲市選挙管理委員会定例会 議題

令和8年(2026)1月7日(水)  
午前9時30分～  
於 出雲市役所 市民応接室

## 議第1号 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消について (人)

項目	男	女	計
令和7年12月1日現在の名簿登録者総数	67,160	72,516	139,676
1号該当(12.1～12.31)死亡	-99	-120	-219
2号該当(8.1～8.31)転出	-110	-80	-190
令和8年1月1日現在の名簿登録者総数	66,951	72,316	139,267
令和8年1月1日現在の在外選挙人名簿登録者数	9	33	42
合計	66,960	72,349	139,309

※139,267人の地域別内訳

出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域
76,308	19,258	2,380	2,648	4,071	11,457	23,145
令和7年12月1日比 -236	-79	-6	-7	-12	-21	-48

## 議第2号 在外選挙人名簿の登録について

(人)

項目	男	女	計
令和8年1月1日現在の名簿登録者総数	9	33	42
今回登録者数	1	0	1
合計	10	33	43

※43人の地域別内訳

出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域
25	4	1	3	2	3	5

# 議第3号 出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部を改正する要綱について・・・資料1

## 【その他】

### 1 次回の選挙管理委員会の日程について

- (1) 日 時 令和8年2月4日（水） 午前9時30分～
- (2) 場 所 出雲市役所 3階 市民応接室
- (3) 内 容 永久選挙人名簿に係る公職選挙法第28条第1項第1号及び第2号の抹消について

### ○今後の日程

日程	内容	出席者
令和8年 1月 7日（水）	選管定例会 9:30～ 市民応接室	全委員
1月11日（日）	令和8年出雲市二十歳の集い	委員長
2月 4日（水）	選管定例会 9:30～ 市民応接室	全委員

## 【資料 1】 出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部を改正する要綱

### (1) 改正の理由

公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)の改正に伴い、選挙人名簿の閲覧の申出に係る申出書の様式を改めることについて、所要の要綱改正を行うものである。

### (2) 改正の要点

① 選挙人名簿の閲覧の申出に係る様式を改める。

ア 申出者欄の押印を廃止する。

イ 備考欄に、申出者の押印に代えて、署名その他の措置を行わなければならない旨を追加する。

② 文言の整理を行う。(第 8 条関係)

### (3) 施行期日

令和 8 年 1 月 7 日から施行する。



## 出雲市選挙人名簿閲覧要綱の一部を改正する要綱

出雲市選挙人名簿閲覧要綱(平成 17 年出雲市選挙管理委員会告示第 9 号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(閲覧資料等の提出) 第 8 条 委員会は、閲覧者等がこの要綱に違反した場合には、閲覧資料及び閲覧により作成された資料の <u>全て</u> の提出を求めることができる。	(閲覧資料等の提出) 第 8 条 委員会は、閲覧者等がこの要綱に違反した場合には、閲覧資料及び閲覧により作成された資料の <u>すべて</u> の提出を求めることができる。
別記様式(第 3 条関係) [別紙参照]	別記様式(第 3 条関係) [別紙参照]
備考 改正部分は、下線の部分である。なお、表中の[ ]の記載は、注記である。	

### 附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。

# 【改正後】

その1

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書(登録の確認)

年 月 日

出雲市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名

住所

(電話番号)

下記のとおり、5に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、[本人][同居の者][その他]の別を記載すること。)
備考	

備考

1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

# 【改正前】

第四号様式の二の二（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式）（第三条の二関係）

その一

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）

年 月 日

出雲市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名 （印）

住所  
(電話番号)

下記のとおり、5に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、[本人][同居の者][その他]の別を記載すること。)
備 考	

備考 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

# 【改正後】

その2

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

出雲市選挙管理委員会委員長様

申出者 氏名

住所  
(電話番号)

申出者が政党その他の政治団体である場合に  
あっては、その名称、代表者の氏名及び主たる  
事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。)

申出者が公職の候補者等であるとき

7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない

申出者が政党その他の政治団体であるとき

9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

備考

- この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その3」及び「その4」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

# 【改正前】

その二

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

出雲市選挙管理委員会委員長様

申出者 氏名

(印)

住所

(電話番号)

申出者が政党その他の政治団体である場合に  
あっては、その名称、代表者の氏名及び主たる  
事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者の範囲	
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。)

申出者が公職の候補者等であるとき

7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない

申出者が政党その他の政治団体であるとき

9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

備考

- この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。

# 【改正後】

その3

## 候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

出雲市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名

住所

(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏名	住所

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

# 【改正前】

その三

## 候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

出雲市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名 (印)

住所  
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏名	住所

# 【改正後】

その4

## 承認法人に関する申出書

年 月 日

出雲市選挙管理委員会委員長様

申出者

政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

(電話番号)

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

# 【改正前】

その四

## 承認法人に関する申出書

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者

政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名

(印)

主たる事務所の所在地

(電話番号)

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第28条の2第9項において読み替えて適用される同条第1項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

# 【改正後】

その1

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)

年 月 日

出雲市選挙管理委員会委員長様

申出者 氏名 \_\_\_\_\_

住所

(電話番号)

申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する(統計調査、世論調査、学術研究)	
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)	
3 閲覧者の氏名及び住所	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。)	
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)	
5 閲覧対象者の範囲		
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。)	
7 調査研究の成果の取扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。)	
8 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。)	
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。)	
10 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。)	
備考	(添付書類について記載すること。)	

備考

- この様式は、法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中10の別添申出書の様式は、「その2」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

# 【改正前】

第四号様式の二の三 (政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧の申出書等の様式)  
(第三条の三関係)

その一

## 選挙人名簿抄本閲覧申出書(調査研究)

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名

(印)

住所

(電話番号)

申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する(統計調査、世論調査、学術研究)	
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)	
3 閲覧者の氏名及び住所	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名及び氏名を記載すること。)	
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)	
5 閲覧対象者の範囲		
6 調査研究の責任者の住所及び氏名	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名及び氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名及び氏名を記載すること。)	
7 調査研究の成果の取扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。)	
8 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。)	
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。)	
10 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。) 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名及び住所	(委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記載すること。)	
備考	(添付書類について記載すること。)	

備考

- この様式は、法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中10の別添申出書の様式は、「その二」の様式に準ずるものとする。

# 【改正後】

その2

## 個人閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

出雲市選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名 \_\_\_\_\_

住所  
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の3第5項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏名	住所

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

# 【改正前】

その二

## 個人閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏名 (印)

住所  
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の3第5項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏名	住所

## 出雲市選挙人名簿閲覧要綱

(平成 17 年出雲市選挙管理委員会告示第 9 号)

**改正** 平成 18 年 11 月 1 日選挙管理委員会告示第 26 号 令和 6 年 6 月 3 日選挙管理委員会告示第 22 号  
一年一月一日選挙管理委員会告示第一号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、出雲市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 28 条の 2 から第 28 条の 4 までの規定により行う選挙人名簿の閲覧(以下「閲覧」という。)について必要な事項を定め、選挙人名簿の正確性を確保するとともに、閲覧資料が不当な目的に使用されることのないよう求めた住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 15 条第 3 項の規定の趣旨に則り、選挙人に関する情報の保護を図ることを目的とする。

### (閲覧の拒否等)

第 2 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、閲覧を拒み、又は制限することができる。

- (1) 委員会の事務に支障が生じると認められる場合又は委員会の指示に従わない場合
- (2) 多数の者が一時に閲覧を申し出た場合

### (閲覧の申出)

第 3 条 閲覧の申出をする者(以下「申出者」という。)は、選挙人名簿抄本閲覧申出書(別記様式)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の閲覧の申出に基づき閲覧する者(以下「閲覧者」という。)に対しその身分を証する書面の提示を求めることができる。

### (閲覧の場所及び時間)

第 4 条 閲覧は、委員会が指定する場所において、執務時間内に行わなければならない。

### (閲覧の方法)

第 5 条 閲覧の方法は、読み取り、筆記その他委員会の定める方法によるものとし、撮影又は複写機能を有する機器による撮影及び複写をしてはならない。

- 2 閲覧者は、抄本を閲覧場所以外に持ち出してはならない。
- 3 閲覧者は、抄本を丁重に扱い、破損、汚損又は加筆等をしてはならない。
- 4 前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させることができる。

### (閲覧者等の責務)

第 6 条 申出者及び閲覧者(以下「閲覧者等」という。)は、閲覧資料を閲覧の目的以外に使用してはならない。

2 閲覧者等は、閲覧に当たり選挙人の基本的人権の尊重及び選挙人に関する情報の保護について特に配慮しなければならない。

(委員会に対する報告等)

第7条 閲覧者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会に文書で報告しなければならない。

- (1) 選挙人名簿の抄本に脱漏、誤載又は誤記を発見したとき。
- (2) 委員会から閲覧資料の所持、保管状況等について照会があつたとき。
- (3) 委員会から閲覧により作成された資料の提出を求められたとき。

(閲覧資料等の提出)

第8条 委員会は、閲覧者等がこの要綱に違反した場合には、閲覧資料及び閲覧により作成された資料の全ての提出を求めることができる。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第9条 第2条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の閲覧について準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

### 附 則(平成18年11月1日選挙管理委員会告示第26号)

この要綱は、公布の日から施行する。

### 附 則(令和6年6月3日選挙管理委員会告示第22号)

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

### 附 則(令和8年1月7日選挙管理委員会告示第1号)

この要綱は、令和8年1月7日から施行する。

別記様式(第3条関係)

[別紙参照]

